

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	東京 一郎 昭和40 年10 月10 日生	補償の種類	障害補償年金
-------------------	--------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	28年10月1日から 28年10月31日まで	28年11月1日から 28年11月30日まで	28年12月1日から 28年12月31日まで	計	備考	
総日数	31日	30日	31日	92日	行(-)3-81	
勤務した日数	23日	23日	22日	68日		
控除日数	0日	0日	0日	0日		
給 与	給料	384,000円	384,000円	384,000円		1,152,000円
	扶養手当	13,500円	13,500円	13,500円		40,500円
	地域手当	67,575円	67,575円	67,575円		202,725円
	住居手当	9,000円	9,000円	9,000円		27,000円
	通勤手当	5,000円	5,000円	5,000円		15,000円
	時間外勤務手当	8,000円	10,000円	6,000円		24,000円
	宿日直手当	円	円	円		円
計	487,075円	489,075円	485,075円	1,461,225円		
(A) 法第2条第4項本文による金額				寒冷地手当		
(給与総額) (総日数) 1,461,225円 ÷ 92 = 15,882円88銭 (イ)				(災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額) 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)		
(イ) + (ロ) = 15,882円88銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
(日、時間又は出来高払制による) (勤務した日数) (他の給与の総額) (総日数) 24,000円 ÷ 68 × $\frac{60}{100}$ = 211円76銭 (ハ) 1,437,225円 ÷ 92 = 15,622円01銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,833円77銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) $\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} + \frac{\text{減額された給与の額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} = \text{円 銭 (ホ)}$ (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)						
(ホ) + (イ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) $\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{ト} = \text{円 銭}$ (総日数) (控除日数)						
(ト) - 円 銭 = 円 銭						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
(日、時間又は出来高払制による) (勤務した日数) (他の給与の総額) (総日数) (控除日数) (寒冷地手当の額) (総日数) (他の給与の総額) (ホ) $\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{ホ} = \text{円 銭 (チ)}$ (総日数) (控除日数)						
(チ) + (ト) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

災害発生日の翌々年度以降に治癒した場合に記載する。

負傷又は疾病が治った日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷	=	円	銭
①災害発生日(平成 28 年 10 月 1 日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 81 号給				②補償事由発生日(令和 2 年 1 月 5 日)にお ける基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 93 号給	
給料	384,000 円	給料		391,000 円	
扶養手当	13,500 円	扶養手当		13,500 円	
地域手当	67,575 円	地域手当		72,810 円	
特勤手当又はへき地勤手当		特勤手当又はへき地勤手当			
計	465,075 円	計		477,310 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭					
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 477,310 円 ÷ 30 = 15,910 円 33 銭					
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 465,075 円 ÷ 30 = 15,502 円 50 銭(又)					
(又) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 15,882 円 88 銭(ル)					
(ル) (総務大臣が定める率) 15,882 円 88 銭 × 1.00 = 15,882 円 88 銭					
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭				
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)				
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ワ)				
	(ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭				
(J) (H)(I)以外の金額 円 銭					
(K) 規則第3条第7項による金額 円					
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 53 歳					
最高限度額 25,232 円		最低限度額 6,913 円		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
2 平均給与額 15,911 円 (F) による金額					
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和 3 年 〇 月 〇 日					
所属部局の { 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 所属長					

補償事由発生日の属する年度の4月1日現在の年齢